

概要版

H
A
M
A
N
Y
U
G
I
T
Y

誰もが幸せを感じる、
住み続けたいまち 羽生

第6次羽生市総合振興計画

基本構想：平成30年度 ▶ 令和9年度
(2018年度) ▶ (2027年度)

後期基本計画：令和5年度 ▶ 令和9年度
(2023年度) ▶ (2027年度)



令和5(2023)年3月

羽 生 市

「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」

の実現に向けて



羽生市では、昭和46年度に第1次羽生市総合振興計画を策定して以来、これまで6次にわたり長期計画を策定し、計画的な行政運営を行ってまいりました。

現行の「第6次羽生市総合振興計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度の10年間）では、市民と行政の役割を明確にしつつ、将来を見据え、次の世代に誇れるような羽生市を目指すことを基本理念とし、将来都市像として掲げた「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」の実現を目指し、前期基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度の5年間）の各施策を推進してまいりました。

この前期基本計画の期間においては、SDGsやゼロカーボンの達成に向けた取組、デジタル技術の進展に伴う社会システムの変容といった新たな世界的潮流が強まってきました。また、人口減少、少子高齢化が更に進展し、頻発・激甚化する自然災害は全国各地において甚大な被害を発生させ、令和2年から全世界に大きく広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの働き方や生活様式にまで大きな影響をもたらしました。

そのため、このたび前期基本計画の終了年度を迎えるにあたり、このような社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて将来都市像の実現に向け、各施策や目標の見直しを行い、羽生市の今後5年間のまちづくりの指針となる「第6次羽生市総合振興計画 後期基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度の5年間）を策定しました。

当計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力を賜りました総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

今後も羽生市の発展と市民の皆様のご幸せを願い、羽生市の未来に向けた施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

羽生市長 **河田晃明**

目次

I 総合振興計画とは	1
II 基本構想の概要	2
III 基本計画の概要	6

I 総合振興計画とは

総合振興計画は、本市のまちづくりを進めるための最上位計画であり、行政経営の基本的な姿勢、基本理念を定め、長期的展望の下に目指す将来都市像を明確にし、その実現のための政策、施策、主な事業を示したものです。

総合振興計画は、次の項目から構成されています。

①基本構想

将来都市像や施策の大綱を示すものです。

計画期間 平成30（2018）年度～令和9（2027）年度

②基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。基本構想の計画期間を前期5年間と後期5年間とし、策定します。

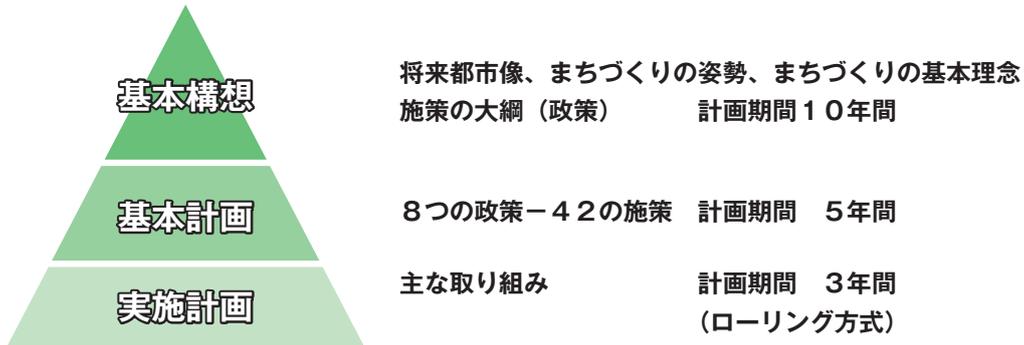
計画期間 前期 平成30（2018）年度～令和4（2022）年度

後期 令和 5（2023）年度～令和9（2027）年度

③実施計画

基本計画に掲げた施策を実現するための具体的な取り組みを示したものです。計画は3年間で、毎年度実施内容を見直すローリング方式とします。

第6次総合振興計画の構成



第6次総合振興計画の期間

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
基本構想	→									
基本計画	前期 →					後期 →				
実施計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

Ⅱ 基本構想の概要

1 まちづくりの姿勢と基本理念

(1) まちづくりの姿勢

様々な場面において、「市民が主役のまちづくり」を基本とした行政経営を実施し、市民の参画を進め、そのために必要な支援を行います。

市民が主役のまちづくり

(2) まちづくりの基本理念

「市民が主役のまちづくり」を進めるため、市民と行政の役割分担を明確化し、協働による自主性、自律性の高いまちづくりを推進していきます。そのための第一歩は、行政への参加であり、参加を通じて計画の立案に参画する段階へと進み、更には、自ら主体的にまちづくりを実践する協働（市民との協働、行政との協働）へとステップアップします。

また、まちづくりを進める際には、常に次の世代のことを考え、次の世代に誇れるような日本一魅力ある羽生市を目指します。

市民参加、市民参画、市民協働

次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり

2 将来都市像

(1) 将来都市像

将来都市像を、「羽生市まちづくり自治基本条例」の前文に掲げた

誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生

として、総合振興計画を定め、その実現に向けて総合的に推進します。

(2) 将来人口

本市の人口は減少傾向にあるものの、羽生市人口ビジョン（平成28（2016）年2月策定）に基づき、本計画の目標年度である令和9（2027）年度の将来人口を54,500人とします。

令和9（2027）年度の将来人口 54,500人

人口ビジョンの目指すべき人口

令和2（2020）年に	54,600人（平成22（2010）年比	3%減少)
令和22（2040）年に	51,700人（平成22（2010）年比	8%減少)
令和42（2060）年に	45,600人（平成22（2010）年比	19%減少)

本市の目指すべき人口（人）

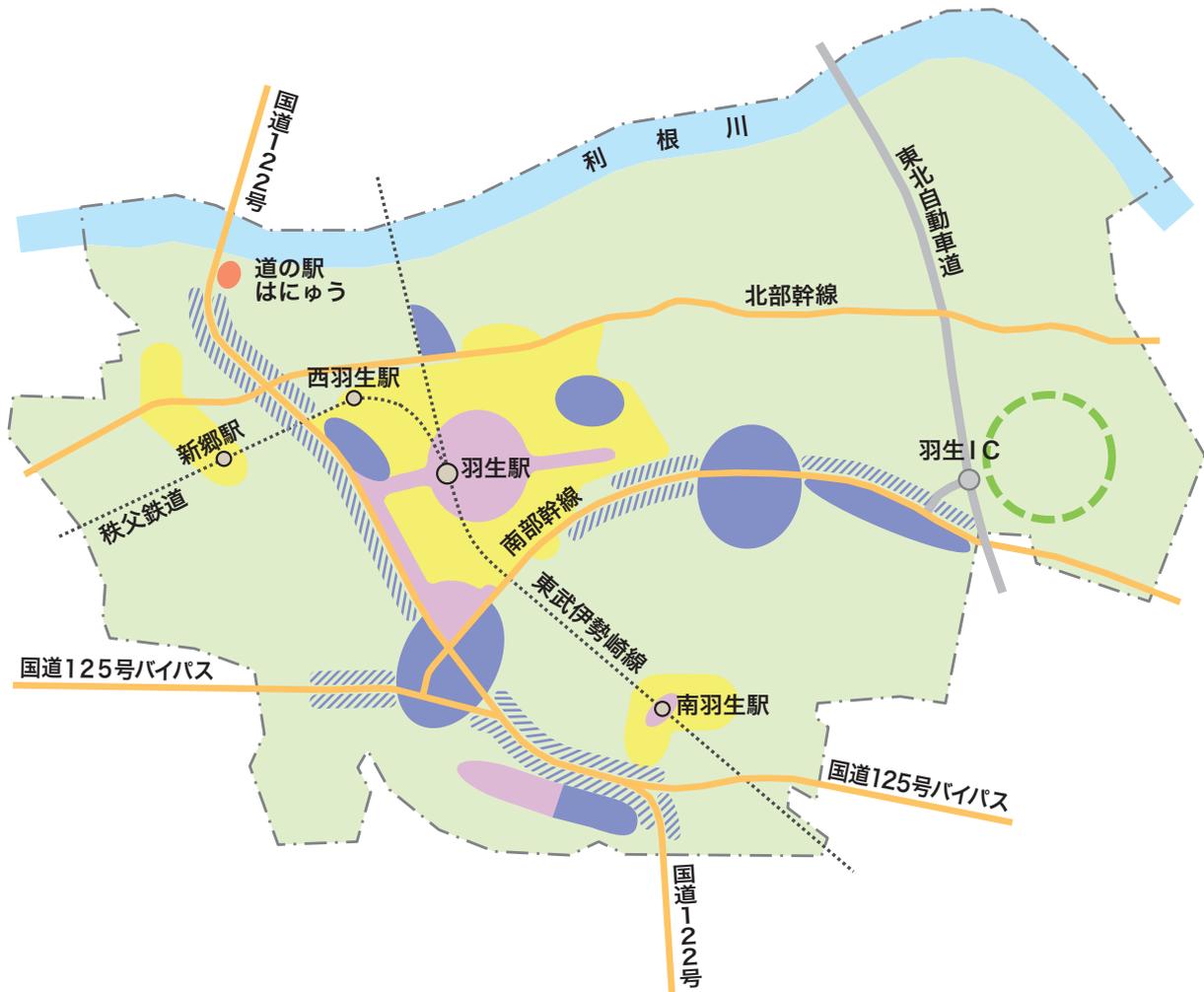
指数は平成22（2010）年を1としたとき

平成22 (2010)年 (実績)	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年	令和17 (2035)年	令和22 (2040)年	令和27 (2045)年	令和32 (2050)年	令和37 (2055)年	令和42 (2060)年
56,203	54,804	54,621	54,512	54,494	53,200	51,695	50,096	48,524	47,000	45,594
指数	0.9751	0.9719	0.9699	0.9696	0.9466	0.9198	0.8913	0.8634	0.8363	0.8112

注：羽生市人口ビジョンの「目指すべき人口」は、「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、合計特殊出生率の向上、人口の流入を見込んでいるため、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計とは異なる。

（3）土地利用構想

土地利用にあたっては、自然環境を保全しながら、市民の利便性・安全性・快適性の向上及び健康で文化的な生活環境の確保を図るため、農業・商業・工業のバランスのとれた振興と住環境の保全に資するよう、総合的かつ計画的に行うこととします。



凡		例	
	住居系ゾーン		工業系・流通系ゾーン
	商業系ゾーン		企業誘致検討ライン
	農業共生ゾーン		農村・観光交流エリア

3 施策の大綱

施策の基本的考え方を示す施策の大綱の柱立てを以下のとおりとします。

政策1 協働・文化

地域とともに生きるまちをつくる

政策2 子育て・教育

子どもを育て学びを高めるまちをつくる

政策3 福祉・健康

元気で助け合えるまちをつくる

政策4 安全・安心

いのちと暮らしを守るまちをつくる

政策5 産業・雇用

活気と魅力あるまちをつくる

政策6 都市基盤

インフラを整え生活を支えるまちをつくる

政策7 生活環境

きれいで自然を感じるまちをつくる

政策8 行政経営

健全な経営で自律するまちをつくる

Ⅲ. 基本計画の概要

基本計画では、施策の柱立てごとに将来都市像の実現に向けた具体的な取り組みを示しています。

政策1 協働・文化 ～地域とともに生きるまちをつくる～



「羽生市まちづくり自治基本条例」に基づき、「市民参加・市民参画・市民協働」を進めます。自治会活動を支援しコミュニティの充実を図るとともに、市民活動団体との協働を推進します。人権の尊重と男女共同参画を進め、誰もが活躍できるまちをつくります。

また、地域における多文化共生と国際交流を進めるとともに、伝統文化を伝え、新たな文化・芸術の創造を支援します。

施策1 市民協働・参画の推進

－市民が協働し、参画するまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 「羽生市まちづくり自治基本条例」の運用
- (2) 市民活動の活性化
- (3) 市民参画システムの確立と運用

施策2 コミュニティ支援

－地域が自立するまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 自治会等への支援
- (2) コミュニティ協議会への支援
- (3) コミュニティ施設の充実
- (4) 多文化の共生

施策3 都市交流・国際交流の推進

－多様な交流が行われるまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 市民主導型の国際交流の推進
- (2) 姉妹都市・友好都市等との交流

施策4 文化の継承・振興

－豊かな文化を伝え、創造するまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 文化財調査の充実
- (2) 適切な文化財の保存
- (3) 文化活動への支援
- (4) 文化施設の充実
- (5) ムジナモの生育環境の整備と自生地を活用

施策5 人権施策の推進

－誰もが尊重されるまちをつくります－

主な取り組み

- (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 分野別人権施策の推進
- (4) 交流の促進

施策6 男女共同参画の推進

－男女が共に活躍できるまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 男女共同参画意識の啓発
- (2) 各種審議会等への登用促進
- (3) 女性活躍の推進
- (4) DV防止推進体制の充実

政策2 子育て・教育

～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～



相談・支援体制を整え、子育てを包括的に支援し、保育サービスを充実します。

家庭教育を充実するとともに、子どもの「生きる力」を育むための「知・徳・体・コミュニケーション能力」の向上を図る義務教育を推進します。

また、高等教育機関等との連携を強化し、専門的な学びの機会をつくります。

更に、社会の変化に対応して、生涯にわたり学び続けられる多様な学習機会を提供します。

施策1 子育て支援の推進 －子育てを応援し、子どもが健やかに育つまちをつくります－

- 主な取り組み
- (1) 子育て世代包括支援事業の推進
 - (2) 保育サービスの向上
 - (3) 児童虐待対応体制の充実
 - (4) 子育て相談・支援体制の充実
 - (5) 子育て家庭への経済的支援の推進

施策2 家庭教育の充実 －豊かな家庭教育を進めるまちをつくります－

- 主な取り組み
- (1) 子育て世代対象講座の拡充
 - (2) 家族で触れ合う時間の創出
 - (3) 子どもの読書活動の推進

施策3 義務教育の充実 －生きる力を育み、特色のある教育を行うまちをつくります－

- 主な取り組み
- (1) 「知・徳・体・コミュニケーション能力」の向上による「生きる力」の育成
 - (2) 教員の資質・能力向上
 - (3) 学校の再編成
 - (4) 学校施設・設備の計画的な改修
 - (5) 学校教育における食育の推進
 - (6) 学校・家庭・地域が三位一体となった学校づくり
 - (7) 英語力の向上

施策4 高等教育機関等との連携 －専門的教育力を生かすまちをつくります－

- 主な取り組み
- (1) 学びの場の提供
 - (2) 専門的教育の連携・促進

施策5 生涯学習の推進 －誰もがいつでも学べるまちをつくります－

- 主な取り組み
- (1) 生涯学習リーダーの育成
 - (2) 活動拠点の整備
 - (3) 学習成果を生かす場の提供
 - (4) 図書館の充実
 - (5) 国際理解教育の推進

政策3 福祉・健康

～元気で助け合えるまちをつくる～



地域の助け合い・支え合いの仕組みづくり、担い手づくりを進めます。
 障がい者、高齢者への支援を充実し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
 また、社会保障制度を適正に運用し、生活困窮者の自立を支援します。
 更に、生涯にわたるスポーツを振興し、健康づくりを推進します。

施策1 地域福祉の推進 －誰もが地域で健やかに暮らせる助け合いのまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 意識啓発と担い手づくり
 - (2) 助け合い・支え合いの仕組みづくり
 - (3) 安全・安心に暮らせる環境づくり
 - (4) 保健福祉サービスを適切に受けられる体制づくり

施策2 障がい者支援の推進 －障がい者が安心して暮らし働けるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 障がい者への理解促進
 - (2) 障がい者の権利擁護
 - (3) 総合的な相談体制の充実と福祉サービスの推進
 - (4) 就労に向けた支援の強化
 - (5) 社会参加の促進

施策3 高齢者支援の推進 －高齢者が安心して暮らせるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 地域包括ケアシステムの深化
 - (2) 高齢者の権利擁護の推進
 - (3) 高齢者の活躍の場づくりの推進
 - (4) 高齢者の健康や生活機能の維持・向上及び支援体制づくり

施策4 健康づくりの推進 －誰もが健康に過ごせるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 健康増進事業の推進
 - (2) 感染症予防対策の推進
 - (3) 各種健（検）診事業の実施
 - (4) 生活習慣病等の予防対策の推進
 - (5) 乳幼児の健全な発育発達の支援

施策5 スポーツの振興 －あらゆる世代がスポーツに親しむまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) スポーツに親しめる環境づくり
 - (2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充
 - (3) スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
 - (4) 優秀なスポーツ選手の育成

施策6 社会保障の適正運用 －社会保障が適正に受けられるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療の適正運用と国民年金制度の周知・相談
 - (2) 介護保険の適正運用
 - (3) 生活困窮者の適正な支援

政策4 安全・安心

～いのちと暮らしを守るまちをつくる～



水害や地震等に対する防災や、火災・事故・病気に対する消防・救急・救助体制の充実を図ります。

地域医療体制の充実と市内医療機関との連携を強化します。

また、防犯、交通安全対策を市民、関係団体と協働して進めます。

更に、消費者被害の防止と消費者に優しい地域体制をつくります。

施策1 防災対策の推進	－災害に強いまちをつくります－
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「羽生市地域防災計画」の推進 (2) 地域防災力の強化 (3) 防災情報発信の充実 (4) 治水対策の推進 (5) 公共施設等の防災力の強化
施策2 消防・救急・救助体制の充実	－火災や事故、急病時に頼れるまちをつくります－
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防に関する意識啓発の推進 (2) 消防体制の充実 (3) 救急体制の充実 (4) 救助体制の充実 (5) 消防団体制の充実
施策3 地域医療の充実	－誰もが安心して医療を受けられるまちをつくります－
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅医療の充実 (2) 当番医制度の継続実施 (3) 地域医療機関と羽生総合病院との連携
施策4 防犯対策の推進	－犯罪を防ぎ犯罪から守られるまちをつくります－
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯関係団体との連携 (2) 犯罪抑制のための啓発運動 (3) 犯罪情報の提供 (4) 防犯施設の整備 (5) 関係団体との連携による再犯の防止
施策5 交通安全対策の推進	－交通事故のないまちをつくります－
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全団体との連携による交通安全意識の啓発 (2) 学校教育における交通安全意識の徹底 (3) 交通安全環境の整備
施策6 消費者行政の推進	－安全な消費生活が守られるまちをつくります－
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者意識の啓発 (2) 消費生活相談体制の充実 (3) 消費者に優しい地域体制づくり

政策5 産業・雇用

～活気と魅力あるまちをつくる～



農業の多様な担い手の育成と確保を進め、農業生産基盤を整備し、都市と農村の交流を進めます。商工団体との連携による賑わいづくりや、地場産業をはじめとする中小企業の振興を図るとともに、創業を支援します。

工業用地の創出と新たな企業誘致を推進するとともに、既存企業における市内での事業拡張の支援に取り組みます。

また、社会経済の変化に対応し、雇用の増加、就労の促進、勤労者の福祉を向上させます。観光については、これまでの取り組みと人のつながりを生かし、常に新たな展開を図ります。更に、シティプロモーションを展開し、特産品等のブランド化を進めます。

施策1 農業の振興 －価値を生み出す農業のあるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 農業後継者・新規就農者の発掘・育成・支援
 - (2) 担い手への農地集積と生産基盤の整備
 - (3) 地域特産物の振興と開発
 - (4) 地域ぐるみでの農村づくり
 - (5) 都市と農村の交流による地域活性化

施策2 商工業の振興 －多様な商工業が栄えるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 商店街の賑わいづくりと商工会など各種商工団体との連携強化
 - (2) 市内中小企業者に対する支援
 - (3) 地場産業の魅力向上
 - (4) 創業支援の推進

施策3 観光の振興 －魅力的で人が集まるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 観光資源の磨き上げ
 - (2) 観光拠点施設の充実
 - (3) 観光活動推進団体の活動促進
 - (4) 地域及び事業者との連携による観光PRの推進

施策4 勤労者支援・雇用の促進 －豊かな雇用と生活のあるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 就業支援の充実
 - (2) 就業機会の創出
 - (3) 安心して働ける環境の整備

施策5 企業誘致の推進 －企業を誘致し、雇用と活力のあるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) 企業誘致活動の積極的な展開
 - (2) 新たな工業・産業用地の創出・確保

施策6 シティプロモーションの推進 －街の魅力を発信し、活気のあるまちをつくります－

- 主な取り組み**
- (1) シティプロモーションの推進
 - (2) 地域ブランドの推進
 - (3) 移住の推進

政策6 都市基盤

～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～



「羽生市都市計画マスタープラン」に基づき、人口減少と高齢化に対応した既存市街地における「まちなか居住」を推進するとともに、郊外の集落機能を維持します。

道路、橋梁や公園・緑地については、防災対策を踏まえた整備と、市民と協働した維持管理を行います。

上水道については、施設と設備の老朽化対策を行い、事業の効率化と経営の安定化を図ります。また、高齢化や社会状況の変化に対応した移動手段の確保に取り組みます。

施策1 市街地等の整備 －豊かな街並みのあるまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 「羽生市都市計画マスタープラン」の見直しと運用
- (2) 岩瀬土地地区画整理事業の推進
- (3) 空き家・空き地の再編と住環境の改善
- (4) 羽生駅周辺の利便性向上と定住促進
- (5) 市街化調整区域における集落機能の維持・集約

施策2 道路の整備 －便利で快適な道路網があるまちをつくります－

主な取り組み

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 幹線道路の整備 | (2) 生活道路の整備 |
| (3) 市民と行政の協働による道路維持管理 | (4) 橋梁の長寿命化 |

施策3 移動手段の確保 －誰もが移動しやすいまちをつくります－

主な取り組み

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 鉄道輸送力の増強及び整備促進 | (2) 市内移動の利便性の向上 |
|--------------------|-----------------|

施策4 上水道の整備 －安全で安心な水を提供するまちをつくります－

主な取り組み

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 安全で安定的な水の供給 | (2) 健全な経営基盤の確保 |
| (3) 老朽管の継続的な更新 | (4) 老朽施設・設備の適正な維持・管理 |

施策5 公園・緑地の整備 －豊かな緑と公園のあるまちをつくります－

主な取り組み

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 公園の継続的な維持管理 | (2) 緑地の保全と活用 |
| (3) 公園の魅力向上 | (4) 親水空間の創出 |

政策7 生活環境

～きれいで自然を感じるまちをつくる～



ごみやし尿の処理体制の効率化を図り、市民とともにごみの減量化と排出抑制、再利用・再資源化を推進します。

下水道については、ストックマネジメントを推進し、事業の効率化と経営の安定化を図ります。空き家や空き地対策を進め、公害を防止し、快適な環境を守ります。

施策1 下水道の整備 —安全で清潔な水環境のあるまちをつくります—

主な取り組み

- (1) 計画的な整備の推進
- (2) 「羽生市下水道ストックマネジメント実施計画」に基づく調査、修繕、改築更新
- (3) 持続的な下水道サービスの提供と安定的な財源確保
- (4) 水洗化率の向上

施策2 ごみ処理の適正化 —適正なごみ処理を行うまちをつくります—

主な取り組み

- (1) ごみの発生抑制と減量化の推進
- (2) 資源の循環利用の推進
- (3) 市民意識の向上
- (4) 処理体制の維持及び新たな処理施設の整備

施策3 環境保全の推進 —快適な生活環境で暮らせるまちをつくります—

主な取り組み

- (1) 公害の防止
- (2) 温室効果ガス排出削減及び気候変動への適応
- (3) 市民の環境意識の向上
- (4) 水質の保全

施策4 空き家・空き地対策の推進 —空き家・空き地が活用され発生しないまちをつくります—

主な取り組み

- (1) 「羽生市空家等対策計画」の施策の実施
- (2) 不適切な管理状況の空き家等への緊急措置
- (3) 空き家・空き地バンクの運営

政策8 行政経営

～健全な経営で自律するまちをつくる～



全市・全庁的な危機管理体制の構築・充実を図ります。

財政基盤を強化し、持続可能な財政運営を行います。

公共施設等の安全で効率的な維持管理・適正配置を進めます。

また、情報通信技術（ICT）を活用し、行政情報の適正な公開とセキュリティの確保を徹底します。

ICTなどの新技術を積極的に取り入れた行政経営の効率化、職員の人材育成及び周辺自治体をはじめとした広域連携を推進します。

施策1 危機管理の充実

－様々な危機に対応し、市民を守るまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 市の危機管理体制の整備
- (2) 市民への情報提供
- (3) 関係各機関との連携の強化

施策2 持続可能な財政運営

－健全な財政を堅持するまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 効率的な財政運営
- (2) 安定した財源の確保
- (3) 「羽生市公共施設等総合管理計画」による施設の最適化

施策3 開かれた市政の推進

－行政が正しく情報を扱い、市民が活用できるまちをつくります－

主な取り組み

- (1) ICTの活用による情報共有
- (2) 広報の充実
- (3) 情報の公開と適正な運用
- (4) 情報セキュリティの徹底

施策4 行政経営の効率化

－効率的で質の高い行政のまちをつくります－

主な取り組み

- (1) 効果的・効率的な行政経営
- (2) DXの推進による行政経営の効率化
- (3) 人材の育成と活用
- (4) 広域行政の推進
- (5) 地方創生の推進



羽生市

第6次羽生市総合振興計画 概要版

発行年月：令和5(2023)年3月

発行：羽生市

編集：羽生市 企画財務部 企画課

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地

電話 048-561-1121 (代表)

URL <https://www.city.hanyu.lg.jp/>

詳しくは、羽生市のホームページ「第6次羽生市総合振興計画」のページをご覧ください。